**除草剤の水口施用における適用条件及び使用方法について**

　水口施用とは、フロアブル剤等の拡散性に優れる薬剤を、水稲移植後の入水時に投入し、水田全面に拡散させる省力的な除草剤散布方法である。この方法は、水口施用に登録がある除草剤でのみ適用が可能である。

**１　適用条件**

薬害を回避し、効果を十分に発揮させるために、以下の条件に該当するほ場で使用すること。①　田面が十分に均平であること。

②　減水深の小さいほ場。散布後３～４日程度は３～５cmの湛水深が保てること。

③　給水量が十分に確保できること。５～６時間の入水で５cm程度の湛水が可能な水田を最低の目安とする。

**２　使用方法**

入水時に薬剤全量を水口に投入し、流入水とともに水田全面に拡散させる。処理後田面水が、通常の湛水よりやや深水状態（湛水深５cm程度）に達したときに必ず水を止め、田面水があふれ出ないよう注意する。少なくとも３～４日間は通常の湛水状態を保ち、散布後７日間は落水、かけ流しはしない。その他については各適用薬剤の使用基準に従うこと。